

令和7年度

静岡市ケアプラン点検

実施結果

目次

1. 「ケアプラン点検」とは
2. 令和7年度 ケアプラン点検実施結果
3. 優良事例のご紹介
4. ケアプラン作成者の感想等

1. 「ケアプラン点検」とは

「ケアプラン点検」は、介護支援専門員が作成したケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス計画）の記載内容について、保険者等の第三者が点検及び支援を行うことにより、サービスを利用する被保険者が真に必要な過不足のないサービス提供を確保することを目的に、国の『「介護給付適正化計画」に関する指針』に基づき実施する事業です。

本市のケアプラン点検は、“指導”や“指摘”を行うことが目的ではありません。

ケアプラン点検を“見落としの発見・相談の場”と捉えていただき、被保険者の状況や抱えている問題・悩みを共有しながら、点検を通じて「気づき」を得る機会を作ること、ケアマネジメントの質の向上を図り、その結果、介護給付の適正化に繋げていくことを目指しています。

なお、点検対象者は、国の指針より有効性が高いと見込まれている帳票を用いて無作為に選定しています。

そのため、点検対象には、既に契約を解除している被保険者、帳票抽出時と介護度や状態が異なる被保険者も含まれますが、点検を通じて他のケアプラン作成に活かせることはないか、考える機会にしていただけますと幸いです。



2. 令和7年度 ケアプラン点検実施結果

実 施 期 間	令和7年9月2日から令和8年3月31日まで
点 検 件 数	50件

点検したケアプランの中には、次のとおり対応が必要な事例がありました。

	事例1	事例2	事例3
事 例	モニタリング訪問時に利用者が不在で、 自宅でのモニタリングを実施したか不明 な月があった。	要介護1の利用者が特殊寝台の貸与を利用していたが、 例外給付（軽度者）の確認届出書が未提出 であった。	アセスメント等の入力ソフトの変更と利用者の入院が重なったため、 一部しか入力が出来ていなかった 。
対 応	聞き取りの中で実際には 再訪問を行ない、モニタリングを実施 していたことから、誤解を招かないような記載を行うよう助言を行なった。	ケアプランの事前提出依頼時に上記事実が判明したため、 届出書の提出に繋がった 。	退院後にサービス利用開始の可能性 があるため、退院までに入力を行うよう助言を行なった。
ポイント ・ 狙 い	記載漏れ＝実施していないと見えてしまい、ケアマネさんの対応の努力が見えなくなってしまう。対応記録＝自己防衛と捉え、忘れずに記録をお願いします。	点検をきっかけに、事務所内で 他にも届出漏れがないか確認するきっかけ に繋げていくことができます。	被保険者が抱える課題や既往歴、状態等の記載は、適切なサービス計画作成に必要不可欠です。 事故やトラブル防止のため にもソフト交換等の際には反映漏れ等にも注意が必要です。

3. 優良事例のご紹介

ケアプラン点検での聞き取りを通じて、ケアプランの作成における事例や事業所の取組における優良事例をご紹介します。

事例1：第3表（週間サービス計画表）への情報記載

事例	被保険者の情報記載だけになりがちであるが、介助に訪れるご家族の訪問時間や介助内容を記載していた。
工夫ポイント	被保険者が、ご家族から「いつ」、「どのような介助」を受けているか把握でき、サービス提供事業所の提供時間が増える場合には、提供時間とご家族の介助時間が重なるかどうか判断することができるようになっている。 ★過不足ない適切なサービス提供に繋がっている。 ★ご家族の負担の変化も気づきやすくなり、サービス提供の見直しにも繋げやすい。



娘による
トイレの声掛け
毎日7時頃
※出勤前に対応

第3表 週間サービス計画表

利用者名 氏名 作成年月日 年 月 日

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常上の活動
0:00								
2:00								
4:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
24:00								



娘による介助（食事・掃除）
毎週水曜12時頃
※水曜のみ11時～15時に
娘が訪問

3. 優良事例のご紹介（人材確保・定着に向けた取り組み）

事例2：教育体制の構築

事 例	介護支援専門員不足を打開するため、不安を抱えた未経験者が応募したくなるよう、教育体制が整っていることを発信し、未経験者を積極的に採用している。
工夫ポイント	プリセプター制度（先輩職員が新人職員に対してマンツーマンで指導や精神的なサポートを行う育成制度）に類似した取組を実施し、経験豊富な介護支援専門員が新人に同行訪問したり、書類作成を一緒に行うことで、定着に繋げている。

事例3：働きやすい職場づくり

事 例	子育て中の介護支援専門員が負担なく働けるようリモートワークを可能にするため、セキュリティ対策をしたパソコンを貸与し、クラウド型のソフトによってケアプラン等の作成を可能にし、簡易的な日報提出を行うようにしている。
工夫ポイント	リモートワークが可能となる環境整備だけでなく、簡易的な日報の提出によって管理者は出勤の確認だけでなく訪問先の状況を含めた把握ができるなど、「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）」がしやすい形となっている。環境整備とリモートワークを行う職員が置き去りにならないような運用方法の組み合わせによって、効果的にリモートワークが行われている。

4. ケアプラン作成者の感想等

アセスメントについて、今まで着目できていない項目（水分摂取、本人の役割等）を学ぶ良い機会となった。

モニタリングの目的や意味を再確認することができた。

アセスメントの一環で経済状況を確認しようとするとう嫌がる方もいるが、聞くタイミング（初回が有効）や確認をする理由や目的を伝えることで教えてもらいことがわかったので実践していきたい。

ケアプランを交付した日を支援経過に残すことについて、自己防衛になるということに気づくことができた。

対象者の状態は日々変化するため、サービス利用時と認定調査時の状態が一致しないのは当然であるため、点検対象者の抽出方法に疑問を感じる。

状態変化に応じてどのような経緯で現在のサービス利用に至ったのか、被保険者の自立支援に資するケアプランとなっているかという観点から点検を行うことで、ケアプラン点検の目的である「被保険者が真に必要なとする過不足のないサービス提供の確保」に繋げていきたいと考えております。

アセスメントで確認した課題と第2表の課題の連動について、理解しているものの多忙で記録する時間がない。

本人・ご家族との認識のズレによるトラブル防止のためにも、課題の認識・解決に向けた思いや手段の記録は「自己防衛」に繋がる、記録を心掛けていただけたらと思います。